

広島地方最低賃金審議会
令和2年度第3回 広島県自動車小売業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和2年10月27日(火)13時58分~16時30分		
開始場所	広島合同庁舎4号館2階 11号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3人 出席 3人 出席 3人	定数 3人 定数 3人 定数 3人
主要議題	1 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について 2 その他		

議 事 要 旨

1 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について

事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったところ、前回の議事要旨について修正意見があったため意見に沿って修正を行った。

引き続き、部会長から労働者側委員および使用者側委員に、最低賃金の改正について意見表明が求められた。

その後、公益委員が労使各側と個別に協議を重ねたが合意に至らなかったことから、広島県の金融経済月報の内容、消費者物価と自動車販売の動向、改正が及ぼす業界への影響等を考慮して、公益委員より、現行の特定最低賃金額912円を1円引き上げて913円とする公益案が提示され、採決の結果、労働者側反対で公益案どおり結審となった。

発効日は12月31日とすること及び10月30日に開催予定の第532回本審で部会長報告を行うことが了承された。

2 その他

今後の審議会の開催予定

第532回本審 10月30日(金)午後1時00分~

(異議申出があった場合)

第533回本審 11月17日(火)午前中